

第58号

社会福祉法人の経営者と事務担当者のみなさまへ

令和8年10月1日発行

ksk-info

「ksk」とは川崎市社会福祉法人経営改善支援事業の略称です
 【Kawasakishi Shakaifukushihoujin Keieikaizenshienjigyo】

発行元 社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会
 電話 044-739-8722 (相談専用ダイヤル)
 F A X 044-739-8737
 E-mail keieisoudan@csww-kawasaki.or.jp
 H P <http://www.csw-kawasaki.or.jp>

「ksk-info」は川崎市社会福祉法人経営改善支援事業が4半期に1度発行している情報誌です。
 配信希望の川崎市内の社会福祉法人・施設に、メールまたはFAXにて、社会福祉事業の経営に関する情報や豆知識等をお届けしています。法人・施設内で共有してご活用ください。

経営相談

社会福祉法人の法人運営・経営知識に関する相談を受け付けています。

無料

経営改善支援事業とは？

川崎市内で運営している社会福祉法人が健全な運営を図り、利用者が安心して継続的なサービスを受けられる環境を確保するための事業です。

社会福祉法人が抱える「悩み相談」から経営の健全化を目指す法人のサポートをいたします。

※ 相談内容、利用した法人名等の守秘義務が課せられており、情報は事業に係る職員のみで取扱いを行っています。

事業案内チラシはこちらをクリック

【相談方法】

- ① 相談したいことがありましたら、ご連絡ください
- ② 受付後、後日コンサルタントによる回答をメール(FAX)でご返信いたします(相談内容によっては対応が難しい場合もございます)
- ③ 面談・訪問相談も可能です(日時は要相談)

受付時間

- 電話：月曜日～金曜日 9時～16時
- メール・FAX：随時受付

連絡先

- 上記電話・FAX 番号又はE-mail アドレスにご連絡ください



! TOPICS ! 社会保障・福祉政策の動向等(DWATの動きについて)

Check it up!

ksk-info 第57号では、2027(令和9)年4月に施行を予定している法改正情報等の一部をピックアップしてお届けしましたが、今回はその中にも登場している「災害派遣福祉チーム(DWAT)」について現在の活動をご紹介します。

近年、全国各地で大規模災害が多発している中、災害時における要配慮者の福祉的ニーズの把握や、適切な支援への繋ぎに対し、福祉専門職などで編成されるDWATの重要性が増しています。7月発生 of 「令和8年熊本地震」や、「令和8年8月千葉豪雨」の被災地域において、現在もDWATが支援活動を継続しています。

令和8年熊本地震の被災地では、9月8日時点で20チームが活動しており、当初は避難所アセスメント、その後「個別支援」へ移行し、市社協や地域包括支援センターと連携した在宅避難者への戸別訪問や、福祉避難所等への移行調整や避難所でのADL低下防止を行い、さらに、DMAT・JRAT・DPAT等の医療チームとのホットライン連携など、地域生活への移行を見据えた「出口支援」を軸とした活動を現在は展開しています。また、令和8年8月千葉豪雨では千葉県災害福祉支援チーム(DWAT)が8月22日から千葉県内高齢者施設で活動しています。

最新の情報は

● [全国社会福祉協議会全国災害福祉支援センター](#)
 (災害福祉支援ネットワーク中央センター)発行の
[「災害福祉支援通信」](#)で配信されています

● [DWATについて\(神奈川県庁神奈川DWATページ\)](#)

- DWAT・・・Disaster Welfare Assistance Team
- JRAT・・・日本災害リハビリテーション支援協会
 (Japan Disaster Rehabilitation Assistance Team)
- DPAT・・・災害派遣精神医療チーム
 (Disaster Psychiatric Assistance Team)

略語メモ

研修会案内

社会福祉法人会計研修【応用編】を開催します 10月15日(木)9:30～16:30

今年度2回目の会計研修として【応用編】を開催いたします。日常の取引処理から一歩進み、減価償却の考え方や区分間取引等社会福祉法人特有な会計処理について解説します。

◎日時：10月15日(木)9:30～16:30 ◎講師：松本和也氏(福祉総研 上席研究員)

※詳細は別途案内チラシ等をお送りいたします。皆さまのご参加お待ちしております！



相談担当専門家
松本先生の

あるある相談コーナー【第 50 回】



義援金

7月28日16時27分、熊本県地方を震源とする大規模な地震が発生しました。最近の日本では自然災害が頻繁に発生している印象があり、各地で台風や水害などの災害も発生しています。これらの被災者の方々、施設関係者の皆様や利用者の皆様には、心中よりお見舞いを申し上げます。

今般の熊本地震への支援にあたっては、社会福祉法人の提供する福祉サービスに関する取扱い等についても、厚生労働省を始めとする関係省庁から、その対応が示されています。今回は法人や各施設から義援金を拠出する場合の手続きや会計処理についてご紹介します。

(1) 義援金に係る事務連絡

熊本地震の発生後、関係省庁からは色々な通知や事務連絡が発出されました。それらのうち、義援金の取扱いに関する事務連絡には、次のようなものがあります。

- 「令和8年熊本地震による被害に対し社会福祉法人が寄付金(義援金)を支出することについての特例について」
(令和8年8月7日/厚労省老健局高齢者支援課)
- 「令和8年熊本地震による被害に対し社会福祉法人が寄付金(義援金)を支出することについての特例について」
(令和8年8月7日/厚労省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、こども家庭庁支援局障害児支援課)
- 「令和8年熊本地震に係る保育関係の災害対応について(周知)」
(令和8年8月7日/こども家庭庁成育局保育政策課)
- 「令和8年熊本地震による被害に対し社会福祉法人が寄付金(義援金)を支出することについての特例について」
(令和8年8月21日/厚労省社会・援護局保護課及び地域福祉課、障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課)

これらのうち、厚労省の各局から発出されたものに記載されている内容は、いずれもほぼ同様のものですが、代表的なものとして老健局からのものをご紹介します。(下線は筆者。以下同じ。)

「令和8年熊本地震による被害に対し社会福祉法人が寄付金(義援金)を支出することについての特例について」(厚労省老健局高齢者支援課事務連絡/令和8年8月7日)
(前略)今般の令和8年熊本県熊本地方を震源とする地震による災害について、被害が極めて甚大であることに鑑み、当該災害に係る寄付金(義援金)の支出については、特例的に以下の要件を満たすことを条件に支出を可能とする取扱いとします。(後略)

記

要件を満たす条件について

当該法人の所轄庁と以下の条件について事前に協議すること。

- ① 当該法人の運営に支障を及ぼすような金額ではないこと。
- ② 当該法人と特殊な関係が疑われるような者・団体等へ寄付するものでないこと。
- ③ 法人内部の意思決定プロセスに違反するものでないか、定款に違反するものでないかの確認等を行うこと。

社会福祉法人はその性質上、他の法人や個人に寄附を行うことはできません。そのため社会福祉法人会計基準(以下「会計基準」と言います。)には、法人が受領する寄附金の収益(収入)に関する勘定科目は設けられているものの、法人が拠出する寄附金の費用(支出)の勘定科目は設定されていません。しかし今般の熊本地震においてはその被害が甚大であることから、社会福祉法人が寄附金(義援金)を拠出することを特例として認めることが、上のような事務連絡として発出されています。

このような事務連絡は厚労省の各局やこども家庭庁からも発出されており、それぞれの社会福祉事業による資金を義援金に充てる場合の留意点について、述べられています。義援金を拠出するときは、条件として「所轄庁との事前協議」が求められているだけでなく、法人運営に支障がない額であることや、寄附先の団体等に問題のないことなどについても、確認する必要があります。

(2) こども家庭庁からの事務連絡

この事務連絡は、確かに保育所や認定こども園が義援金を拠出する場合の取扱いについて書かれたものですが、措置・委託制度による事業と直接契約制度による事業の取扱いの違いについて述べている点で、重要と言えます。

施設型給付費は直接契約による資金のため使途に特別な制限はなく、「差し支えない」と記載されています。しかし委託費による保育所の資金にはもともと使途制限があるため、義援金の拠出の容認はあくまで特例であることが示されています。

なお、社会福祉法人の運営する認定こども園でも、(1)にお示しした社会福祉法人としてのルールは遵守する必要があります。

「令和8年熊本地震に係る保育関係の災害対応について(周知)」
(こども家庭庁成育局保育政策課事務連絡/令和8年8月7日)

4. 施設型給付費等から義援金を支出することについて
施設型給付費等は個人給付(法定代理受領)であるため、使途制限がないことから、給付費から義援金を支出することは差し支えありません。

また、私立保育所に係る委託費に関しては、「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」(平成27年9月3日3府省局長連名通知)により一定の使途範囲が定められているところですが、今般の災害の影響を鑑み、特例として、法人運営に支障を来さない範囲内で、支出することは差し支えありません。

なお、今般の災害義援金は、施設型給付費等や委託費が原資であることに鑑み、被災地の児童福祉事業やその他の社会福祉事業の復興等に充てることが可能となるよう、適切な相手先を通じて寄付することが望ましいと考えております。

(3) 手続きと会計処理

社会福祉法人から義援金を拠出する場合は、所轄庁との事前協議を行い、さらに補正予算編成の必要がある場合は理事会承認などの手続きを経て、義援金の寄附を決定します。

前述の通り、会計基準には寄附金を拠出する場合の勘定科目が用意されていません。会計基準における費用の勘定科目は「人件費」「事業費」「事務費」に大別されますが、義援金が入件費でないことは明らかです。また「事業費」には直接利用者に係るものが、「事務費」にはそれ以外のものが計上されますが、法人外部に対する寄附金は直接利用者に係るものではないので、結果として「事務費」の「雑費」に計上するしかなさそうです。しかし雑費は「サービス活動増減の部」にあり、通常の社会福祉事業の活動に係る費用の一部です。義援金は、通常の活動とは異なる臨時的なものであることを考慮すると、「特別増減の部」の「その他の特別損失」(資金収支計算書では「その他の活動による収支」の「その他の支出」)を使用することも考えられます。特別かつ臨時的な額として処理することで、他の費用に埋もれてしまうことなく、義援金の拠出を明確に表示できます。[…Fin…]

連載記事執筆

相談担当の専門家
松本 和也氏



松本先生執筆！過去の連載記事は[こちら](#)をクリック👉！！

松本氏は当事業の相談を担当している専門家です。

全国各地で研修会開催、書籍の出版などの活動を行っています。会計、人事、労務、施設運営、法人設立など、社会福祉法人の経営に関わるすべてのサポートを行う株式会社福祉総研の前代表取締役です。

今号も最後までお読みいただき、誠にありがとうございます。

年度の折り返しを迎え、各法人におかれましても下半期の予算管理や人材確保など多忙な時期かと存じます。現場で生じた会計・労務・運営上の疑問や不安がございましたら、いつでも当事業の「経営相談」へお気軽にご連絡ください！

次回(第59号)は12月末の発行を予定しております。お楽しみに。